

むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

1 改正の概要

令和５年１０月１日付けで「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律により道路運送法」が改正されたことにより、これまで、道路運送法第９条４項の規定により地域公共交通会議において協議してきた運賃（協議運賃）について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、事業者としては運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加する（地域公共交通会議とは別の会議等で協議する）よう改正された。

これに伴い、本協議会においても、地域公共交通会議の設置に関し必要な事項を定めた「むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱」の条文から、運賃等の協議に関する記述を削除、むつ市運賃協議分科会に関する記述を追加し、むつ市運賃協議分科会設置要綱を策定する。

また、参照にしている法令の改正等に対応するため、要綱の本文を修正する。

2 改正の内容

別紙、むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱改正（案）・・・P. 2～5 参照

別紙、むつ市運賃協議分科会設置要綱（案）・・・P. 8～9 参照

むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱（案）

平成20年 9月12日制定
平成23年 9月 9日一部改正
平成29年 9月 6日一部改正
令和 2年 2月19日一部改正
令和 2年 9月15日一部改正
令和 4年11月18日一部改正
令和 年 月 日一部改正

（設置）

第1条 この要綱は、むつ市における地域需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を協議するため、むつ市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定による地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 市の地域交通施策の推進に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者又は当該事業者で組織する団体の代表者
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 東北運輸局青森運輸支局長又はその指名する者
- (6) 第2号及び第3号に掲げる事業者の事業用自動車の運転者で組織する団体の代表者

3 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は道路運送法施行規則第4-9条第1号に規定する市町村運営有償運送自家用有償旅客運送について協議を

行う場合には、次に掲げる者

ア 道路管理者又はその指名する者

イ 公安委員会の代表者

(2) 学識経験を有する者その他協議会の運営上、市長が必要と認める者
(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は第3条第2項第1号の者を充て、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 協議会の議決を要する事項については、出席委員による全会一致を原則とするが、これによることが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の同意により決することとする。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、代理人を出席させることができる。

7 会長は、緊急の必要があり会議を招集するのが困難なときその他やむを得ない事情があるときは、書面にて協議することができる。

(分科会)

第6条 会長は、第2条各号に掲げる事項について、必要に応じ分科会を設置することができる。

2 分科会は、関係する事業者及びその組織する団体、協議の対象となる当該地区の関係者その他会長が必要と認める者をもって構成する。

(運賃協議分科会)

第7条 会長は、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等について協議するため、むつ市運賃協議分科会（以下、「運賃協議分科会」という。）を設置することができる。

2 運賃協議分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7-8条 協議会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第~~8~~9条 協議会の庶務は、むつ市の公共交通政策に関する事務を所管する課において処理する。

(その他)

第~~9~~10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年2月19日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行し、令和 年 月 日から適用する。

【参考資料】（第3条関係）

○ 地域公共交通活性化協議会 ※ 法律上、主宰自治体の長も構成員となる。

	該 当 規 定	団 体 又 は 役 職 名	備 考
1	第2項第1号委員	市長又はその指名する者	会長
2	第2号委員 (バス事業者)	下北交通株式会社	
3		ジェイアールバス東北株式会社 青森支店 大湊支所	
4		有限会社むつ車体工業 バス事業部	
5		有限会社脇野沢交通	
6	第3号委員 (タクシー事業者)	むつ市タクシー協会代表	
7		有限会社川内ハイヤー	
8		有限会社大畑タクシー	
9	第4号委員 (住民・利用者)	高等学校長協会下北地区代表	
10		むつ市連合婦人会代表	
11		むつ市老人クラブ連合会代表	
12		むつ青年会議所代表	
13		むつ市連合PTA代表 (第一田名部小学校内)	
14		むつ商工会議所代表	副会長
15	第5号委員	東北運輸局青森運輸支局	
16	第6号委員	下北交通労働組合執行委員	

※1 第2項第1号委員については、要綱第3条第2項第1号の規定により、政策推進部長とする。

※2 委員選出の地域バランスについては、要綱第6条に規定する分科会において、対応することとする。

むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱 新旧対照表

改 正 案	現 行
(協議事項) 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定による地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項 (2) <u>自家用有償旅客運送</u>の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3)～(4) 略 (組織) 第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者とする。 (1) 市長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者又は当該事業者で組織する団体の代表者 (4) 住民又は利用者の代表 (5) 東北運輸局青森運輸支局長又はその指名する者 (6) 第2号及び第3号に掲げる事業者の事業用自動車の運転者で組織する団体の代表者 3 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、次に掲げる者を構成員として加えることができる。 (1) 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は<u>自家用有償旅客運送</u>について協議を行う場合には、次に掲げる者 ア 道路管理者又はその指名する者 イ 公安委員会の代表者 (2) (略) (協議会の運営) 第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。 3 協議会の議決を要する事項については、出席委員による全会一致を原則とするが、これによることが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の同意により決することとする。	(協議事項) 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定による地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び<u>運賃・料金</u>等に関する事項 (2) <u>市町村運営有償運送</u>の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (組織) 第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者とする。 (1) 市長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者又は当該事業者で組織する団体の代表者 (4) 住民又は利用者の代表 (5) 東北運輸局青森運輸支局長又はその指名する者 (6) 第2号及び第3号に掲げる事業者の事業用自動車の運転者で組織する団体の代表者 3 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、次に掲げる者を構成員として加えることができる。 (1) 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は<u>道路運送法施行規則第49条第1号に規定する市町村運営有償運送</u>について協議を行う場合には、次に掲げる者 ア 道路管理者又はその指名する者 イ 公安委員会の代表者 (2) (略) (協議会の運営) 第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。 3 協議会の議決を要する事項については、出席委員による全会一致を原則とするが、これによることが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の同意により決することとする。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 6 <u>委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、代理人を出席させることができる。</u> 7 <u>会長は、緊急の必要があるとき、会議を招集するのが困難なときその他やむを得ない事情があるときは、書面にて協議することができる。</u> 第6条 (分科会) (略) <u>(運賃協議分科会)</u> 第7条 会長は、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等について協議するため、むつ市運賃協議分科会（以下、「運賃協議分科会」という。）を設置することができる。 2 <u>運賃協議分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u> (協議結果の取扱い) <u>第8条</u> (略) (庶務) <u>第9条</u> (略) (その他) <u>第10条</u> (略)	4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 (分科会) 第6条 (略) (協議結果の取扱い) <u>第7条</u> (略) (庶務) <u>第8条</u> (略) (その他) <u>第9条</u> (略)
--	---

むつ市運賃協議分科会設置要綱（案）

令和 年 月 日制定

（設置）

第1条 むつ市運賃協議分科会（以下「運賃協議分科会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議するため、むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「協議会要綱」という。）第7条第1項に規定する運賃協議分科会として設置する。

（協議事項）

第2条 運賃協議分科会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 法第9条第4項に規定する運賃等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、運賃協議分科会が必要と認める事項

（組織）

第3条 運賃協議分科会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 協議会要綱第3条第2項第1号に規定する者
- (2) 協議運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 協議会要綱第3条第2項第4号に規定する者
- (4) 協議会要綱第3条第2項第5号に規定する者

（会長）

第4条 運賃協議分科会に会長を置き、第3条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、運賃協議分科会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（運賃協議分科会の運営）

第5条 運賃協議分科会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 運賃協議分科会は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 運賃協議分科会の議決を要する事項については、出席委員による全会一致を原則とするが、これによることが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の同意により決することとする。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。
- 5 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、代理人を出席させることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

7 会長は、緊急の必要があり運賃協議分科会を招集するのが困難なときその他やむを得ない事情があるときは、書面にて協議することができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 運賃協議分科会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 運賃協議分科会の庶務は、むつ市の公共交通政策に関する事務を所管する課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運賃協議分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。